

運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則案

○ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）

改 正 後	改 正 前
<u>（講習の基準）</u> <u>第一条</u> 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、普通自動車、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（次号及び第四条第二項第二号ロにおいて「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許（以下「免許」という。）のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令	「見出しを付する。」 「条を加える。」

（以下「令」という。）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査）によるものに基づく指導を含むものであること。

四 二時間（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、一時間）以上行うものであること。

「見出しを削る。」

第二条 法第九十七条の二第一項第三号ホの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 道路交通の現状及び交通事故の実態、運転者としての資質の向上に関すること、自動車等の安全な運転に必要な知識並びに自動車等の運転について必要な適性及び技能について行うものであること。

「二五 略」

「条を削る。」

（講習の基準）

第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十七条の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 道路交通の現状及び交通事故の実態、運転者としての資質の向上に関すること、自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の安全な運転に必要な知識並びに自動車等の運転について必要な適性及び技能について行うものであること。

「二五 同上」

第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。

一 法第一百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

区 分	講 習 の 基 準
一 コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の確認を受け、当該影響がない旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者（当該確認を受けた日から起算して六月を経過しない者に限る。）	一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で視力検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 四 一時間以上行うものであること。
二 一の項に掲げる者以外の者	一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び

一 法第百一条の四第二	区分	
一 運転者としての資質の向上に関	講習の基準	二 法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 四 二時間以上行うものであること。

項の規定により受けた
認知機能検査（法第九
十七条の二第一項第三
号イに規定する認知機
能検査をいう。以下同
じ。）の結果について

道路交通法施行規則（
以下「府令」という。

）第二十九条の三第一
項の式により算出した
数値が七十六以上であ

る者であつて、当該認
知機能検査を受けた後
コースにおける自動車
等の運転をすることに

より、加齢に伴つて生
ずる身体の機能の低下

が自動車等の運転に著
しい影響を及ぼしてい

るかどうかについて公

安委員会の確認を受け

、当該影響がない旨の

別記様式第一号のチャ

すること、身体の機能の状況その
他の自動車等の運転について必要
な適性並びに道路交通の現状及び
交通事故の実態その他の自動車等
の運転について必要な知識につい
て行うものであること。

二 あらかじめ講習計画を作成し、
これに基づいて行い、かつ、その
方法は、教本、視力検査器材、視
聴覚教材等必要な教材を用いて行
うものであること。

三 自動車等の運転について必要な
適性に関する調査で視力検査器材
を用いた検査によるものに基づく
指導を含むものであること。

四 認知機能検査の結果に基づく指
導を含むものであること。

五 一時間以上行うものであること
。

レンジ講習受講結果確認書の交付を受けたものの	二 法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上である者であつて、一の項に掲げる者以外のもの
一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。	

	四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 五 二時間以上行うものであること。
三 一の項及び二の項に掲げる者以外の者	一 運転者としての資質の向上に関する事、身体機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。 三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導

第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定め (免許関係事務の委託) 二 前条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第二号 の特定任意講習終了証明書 一 第一条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第一 号の特定任意高齢者講習終了証明書 二 前条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第二号 の特定任意講習終了証明書 (免許関係事務の委託) 第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定め	三 前二号に掲げる者以外の者 前条各号に定めるものであること。 2 令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準は 、前項第一号又は第二号に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ当該各 号に定めるものとする。 第三条 府令第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次 の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする 。 一 第一条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第二 号の特定任意講習終了証明書 二 前条第一項第一号又は第二号に定める基準に適合する講習を終了 した者 別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書 (免許関係事務の委託) 第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定め
--	--

る免許関係事務は、認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。次項第一号において同じ。）及び運転技能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査をいう。次項第二号において同じ。）とする。

2|| 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一| 認知機能検査 次のいずれにも該当する者

イ| 二十一歳以上の者

ロ| 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

二| 運転技能検査 次のいずれにも該当する者

イ| 二十一歳以上の者

ロ| 普通自動車対応免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

ハ| 運転適性指導（法第八十八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導をいう。第七条第二項第三号において同じ。）に従事した経験の期間がおおむね一年以上の者

ニ| 公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

る免許関係事務は、認知機能検査とする。

2|| 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一| 二十五歳以上の者

二| 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者)

第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の免許が法第一百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（法第九十二条の二第一項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）であつて、当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の

(府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者)

第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の運転免許（以下「免許」という。）が法第一百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法百一条第一項の規定により免許証の有効期間の更新を受けようとする者にあつては当該免許証の、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（法第九十二条の二第一項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかった

四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

(講習の委託)

第七条 府令第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習は、次に掲げるとおりとする。

一 「略」

二 高齢者講習（同項第十二号に掲げる講習をいう。次項第一号において同じ。）

三 「略」

2 府令第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 二十五歳（高齢者講習にあつては、二十一歳）以上の者

二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

三 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね一年以上の者

四 「略」

つた者を除く。）にあつては当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

(講習の委託)

第七条 「同上」

一 「同上」

二 高齢者講習（同項第十二号に掲げる講習をいう。）

三 「同上」

2 「同上」

一 二十五歳以上の者

二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者

三 運転適性指導（法第八十八条の四第一項第一号の運転適性指導をいう。）に従事した経験の期間がおおむね一年以上の者

四 「同上」

別記様式第1号 (第3条関係)

第	号
特定任意高齢者講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
実 車 指 導 の 有 無	有 ・ 無
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第2条関係)

第	号
チャレンジ講習受講結果確認書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項 ^{第1号} _{第2号} の表の一の項に規定する影響がない者であることを確認する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

第	号
特定任意講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

第	号
特定任意講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

備考 表中「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第3号（第3条関係）

第 号

特定任意高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第

第1号
2条第1項第2号の表の一の項に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明
第2号の表の二の項
第2号の表の三の項
する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。